

Title	厚生問題に関する最近の若干の文献に就いて
Sub Title	
Author	藤林, 敬三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.5 (1943. 5) ,p.457(85)- 468(96)
JaLC DOI	10.14991/001.19430501-0085
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430501-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19430501-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

實際問題としては、必要なりと認めざる限りにおいて、又現在の國民經濟の負擔しうる限りにおいて、解決されておるかの如くであつて、生産性の考慮はしばしば二次的、三次的であらう。併しながらかかる經費が間接的に、又は將來においていかに生産的であるとしても、なほそれが現在の經濟にとつては直接の負擔となるものであることを忘れてはならぬ。此間の關係は市場經濟的には利子歩合によつて調節されるのであるが、國家收入の程度や國家經費の支出の方向の算定に關しては、利率は調節役を果たし得ない。蓋し、政府への供給においても、政府に對する需要においても、競争市場がなく、たゞ一方的な政府の政治的判斷に基く割當てがあるのみだからである。又之を收入や支出の規準とすることは前述の如く全體的には必ずしも合理的ではないのである。それにも拘らず、全體的欲求は市場的合理性によつて一つの内的制約を受けてゐることを自覺しなければならぬ。この自覺の上に立つてこそ、初めて兩者を統一せる國民經濟の合理性が結果として實現される可能性がある。勿論そのためにある一時的の要求として、市場經濟的合理が全く否定されることは認められてよい。それが寧ろ全體的發展のために必要なる一つの費用として見られることはありうるであらう。併し持続的な發展を考へるならば、兩者の要求が對立し、合致し得ないといふ事態は許されない筈である。

かかる矛盾の状態のままにおいて國民經濟が存続し得ないことは明かである。之を要するに統制經濟の全體的合理性は、市場經濟の負擔において成長する國家經濟が、その消費活動を通じて再び市場經濟的生产力を培養しようといふ關係、略言すれば負擔の程度と培養の程度との相互依存關係に存する、經濟政策上の諸施策は兩者の相互依存關係を保つことを根本的制約として考慮しなければならぬ。

## 厚生問題に關する最近の若干の文献に就いて

藤 林 敬 三

事變以後、軍需品關係産業に於ける生産増強に關して、日を迫りて益々緊切となれる労働生産性の向上の要請の下で、労働力の維持培養といひ、労働力の保持増強といひ、また労働力の質的向上といふ問題が、強く一般の關心を捉えつゝある。しかし概していへば、今まで問題の重點は一方では労働者數の問題に置かれ、他方では必ずしも深く問題を考慮することなくして、唯だ單に労働能率を最大化さうとする努力に置かれて來たといつていい。こゝで労働者數の問題はこれを姑らく考慮外に置くとして、この後者の問題に就いていへば、その努力が深く問題を考慮しなかつたために、結局、その目標である労働能率の増進も亦充分に期せられることなくして來たともいへる。そしてこのことが最近廣く反省されようとしつゝある。

然らば労働生産性の向上を期するための基本的な問題が、果して何處に存するのであらうか。これを簡単にいへば、次ぎの如くである。即ち、現實の労働は何時でも労働者の日常生活、いひ換へれば、労働と休養の互に連續し、且つ關聯し合ふところの二つの生活面の基礎の上に現はれてゐる。そして労働は休養生活に、また反對に休養の状

態は労働の状態に重大な影響關聯を持つてゐる。謂はゞ生活のこの両面は切り離すことの出来ないものである。しかも労働者の日常生活のこの二つの面の關聯に於いて、なほ究局、労働生産性の状態を種々に規定するものが、休養生活状況の如何にあるといふことが出来る。

最近、問題が廣く反省され出したといふのは、右の意味に於ける基本的な問題への接近を意味するものに外ならない。そして結局、われわれにとつて基本的である休養生活上の問題こそ、一般に厚生問題として知られてゐるものである。去る一月の「生産増強勤勞緊急対策要綱」中に於いて、政府が「勤勞者用物資、住宅に關する對策の強化」を一項目として特に加へたことは、こゝに注目されるべきことであつたし、これに對してその後、日本經濟聯盟會は労働者に對する福利厚生施設に關する意見を明確にし、また生計費問題調査の要を認めて、「物」より見たる最低生活水準の確保を説き、更らにその労働者に對する精神指導に關して、「精神指導の徹底には従業員の全生活、殊に其の家庭生活に充分考慮を拂ふ」ことの必要なるを認め、「従業員の一般的生活方式の改善刷新は頗る急務なり。……即ち、其の生活を規律正しく、明朗に、質素に、虚禮を省き、衛生に注意し、勤儉の風を養ひ、子女の教育に努むる等、時代に即應せる健康且つ建設的なる生活を實現する様極力指導すべきなり。然らずんば如何に一方に於いて精神指導に努力するも、其の效果容易に擧らざるを以て能率増進も之を俄に期し得ざるべし」といつてゐる。この言葉はなほ少しく教育的企圖の非常に強いものではあるが、大體正しい問題の方向を指示してゐることだけは、これに依つても窺へる。

かく労働の問題の基礎が労働者の厚生問題にあることが、稍々強く認められようとしてゐる。ところで、こゝに問題である厚生問題は必ずしも單純ではない。これを政策主體の側からいへば、第一に一般に經營労働者政策が、

そして特にまたその厚生施設が問題であり、第二には政府の社會政策がこゝに重大な關係を持ち、第三に公共の社會事業、今日の厚生事業がまた考慮外に置かれてはならない。かくてこれ等が互に相補的な關係に於いて、労働者の厚生問題を満足に解決して行くやうに、その一切の努力が綜合されねばならぬのはいふまでもないし、事實このやうな努力は、特に從來の社會事業の厚生事業への觀念的な轉化の下で、一つの著しい傾向として認められる註。更らに問題の複雑性は單に政策主體の相違にのみ存するのではなくして、寧ろより多くは、問題そのものの多面的なことにある。

かく厚生問題は必ずしも單純ではなく、しかもそれが最近に至つて——遺憾ながら多少時期遅しの感がないではないが、兎も角——労働に關する基本的な問題であることが反省され、またこのための努力が種々に拂はれつゝある。そこでこれに對して、この努力がどのやうに展開されるべきものであるのか、またそれが如何に基礎づけられてゐるのか、この點に就いて、こゝに最近の文献のなかから若干のものを取り出し、これに些か理論的な批判を加へて見たいと思ふ。

(註) 從來の社會事業の謂はゞ救貧、防貧事業的性格から、厚生事業への轉化の下で、労働者の厚生問題が生産的な問題として取り擧げられようとしてゐることに就いては、例へば、讀者が左の文献を参考にせられるのもよい。

社會事業研究所刊 戦時社會事業の諸方策 (本書中、特に第三部の諸論) 及び雑誌「厚生問題」 本年三月號

## 二

和田隆造著 厚生施設

經營の厚生施設に關しては、從來ともに文献は可成り多いが、著者が本書に於いて意圖せられたところは、厚生

厚生問題に關する最近の若干の文献に就いて



施設に關する理論や理念の問題を措いて、氏の永い工場勞務の實際にたづさはつて來られた經驗から、世の實務家工場人に對して、厚生施設の計畫、運営上の參考意見を提供しようとするにある。そして事實本書の主たる内容をなすものは、主として厚生施設に如何なるものがあり、それ等が如何に計畫され、運営されるべきかに關して、具體的にこれを説明することにある。この意味で本書は經營勞働者政策としての厚生施設に關する具體的な例示であるといつてよい。

本書がその本來の意圖に於いて問題の理論的考察に重點を置いてゐない點で、こゝで本書に就いて多く論評することは、寧ろ避けらるべきであるかも知れない。しかし本書第一篇總論中には、著者の問題に對する基本的見解なるものが多少とも示されてゐるので、些かこれをこゝに取り出すこととしたい。

著者に從へば、「厚生施設とは工場、事業場内に於ける従業員、更らにはその家族の基礎的生活の安定のために、積極的に貢獻する施設のうち、雇傭關係の基本的條件たる賃金給料並に従業規定以外の雇主の責において設置する施設の總稱である」。この定義は、著者はこれを特別に指示するところがないが、大體大塚一朗氏の見解に從はれたもののやうに思はれる(註一)。それは姑く措くとして、厚生施設がこのやうに定義づけられることは、それが厚生施設の接直的動機——いふまでもなく過去に於いては、一面それは雇主の温情主義的動機に發したものであり、他面なほそれが經營採算的にも償ふものであるといふ動機からも出て來たものでもあるが——に一つの重要さを置いてゐることが認められる。この結果は厚生施設を勞働條件から嚴密に區別せざるを得ないのであるが、果してこのやうにして、勞働者と彼の家族の厚生問題が眞によく考慮され得るだらうか。こゝに私の第一の疑問がある。蓋し先きにも述べたやうに、厚生問題は現實に勞働の生活と切り離しては存しない。そこで敢へて問題を拾つていへば、

例へば、勞働時間にしても亦勞働賃銀にしても、それは勞働者の家庭生活に重大な關聯を持つて居り、この關聯が延いては、彼等の勞働生産性の状態を著しく左右するものであるとすれば、これ等の勞働條件と無關係に、勞働者の更生問題を論ずることは無意義である。寧ろこれ等の勞働條件が厚生問題の視角から再検討されることが必要あり、更らにいへば、これ等の勞働條件の厚生問題化と關聯して、これを中心として、厚生施設の問題が再検討されるべきものでさへある。なる程、本書の著者は厚生施設の計畫に對しては、經營勞働者集團の特質や、彼等の生活状況の色々な點に關する基礎調査の必要を説き、そこで生活時間調査や家計調査の重要を認められる點に於いて、正に私の謂ふ右の點を全く考慮外に於いてゐるものでないことは明かである。しかもなほこゝに否定し得ないことは、このやうな見解に於いては、厚生施設の意義は寧ろ厚生問題に對して、僅かに補足的、修正的なものであつて、それだけにその持つ意義は消極的ならざるを得ないといふ點である。

こゝで、私は經營の厚生施設を著者のやうに限定することには同意し兼ねる。厚生施設の考慮が正に厚生問題の配慮としてより積極的に、第一義的に意義づけられるやうになるためには、勞働條件の厚生施設化を考へるべきであらう。或は少くともこのやうな考慮を基礎として、初めて厚生施設が考へらるべきである。これなくしては、これを酷評すれば、一方で厚生問題を無視しながら、他方で厚生問題を考へるといふやうな愚劣なる結果に陥らないとはいへないし、また事實、厚生施設の發展から觀ても、このやうな事態が全然否定され得ないのである。

更らに大塚一朗氏は、現時局の下に於いて、厚生施設に關しても、國家の政策的意圖が經營にとつては他律的に加へられるに至ることを認めてゐる。そしていふまでもなく、現にさうであるが——例へば、經營の技能者養成の如きこれである——この點からいつても、厚生施設が雇主の責に於いて設置されるものといふやうに限定されるこ

とは、もはや左程意義のないことである。更らにこれ許りではなく、經營の立場からは、經營外に於ける労働者の生活に對して、充分の施設や方策が加へられるとは限らないのであつて、従つて厚生問題の重要さからいへば、ここで經營労働者政策は國家の労働者政策や、また公共の厚生事業に依つて、その缺けるところが補はれることが望ましい。そして事實、厚生事業が今日活潑化せられてゐる一面は、確かにこの方向にあるといへるのである。従つてわれわれが經營の厚生施設を考へる場合には、今日この點の考慮を除外すべきではないであらう。この意味では、最近、日本經濟聯盟會が事業主の行ふべき厚生施設に對して、別に政府並に地方自治團體の行ふべき諸施設をも厚生施設といふ概念の下で考へたことは、確かにわれわれの一考に價ひする。(註二)。

このやうに觀て來ると、和田氏が厚生施設を考へるに際して、大塚氏の定義など考慮されたことは、問題を一步前進せしめるためには却つて望ましくなかつたといへよう。それよりはもつと大膽に氏自身の經驗に從つて、問題が取り擧げられたならばと願ふものは、恐らく私一人ではあるまいと思ふ。しかし經營の厚生施設に關しては、寧ろ氏と同様に狭くこれを限定し、未だ厚生問題の立場からこれを反省しようとする考慮が一般には缺けてゐるのであつて、従つて單に氏に對して許りではなく、私の右の批評はなほ多くの人々の場合にも當てはまるであらう。

(註一) 大塚一朗著 工場内福利施設に關する研究 七頁 對照

(註二) 日本經濟聯盟會 事業主ノ行フべき福利厚生施設ノ範圍ニ關スル意見(代騰寫) 三一四頁 參照

三

三好豊太郎著 生産増強と厚生施設

和田氏の著作が厚生施設の計畫と運営に對する指針を——専ら大經營の場合を豫定して——與へようとするのに

比較すれば、三好氏の著作は厚生施設の理論、その現状、その計畫と運営に關する實際上の指針等、廣く問題を取り擧げてゐる點に特色が求められる。しかも本書がこの數年來諸經營の厚生施設に關して、著者の行へる實際調査に基づいてものされたものであると考へられる點も、こゝに指摘されて置いていふことである。凡そこのやうな内容を持つ本書が比較的小冊(B6版、本文三〇二頁)であるにも拘らず、なほ色々な點に於いて、われわれに多くの示唆を與へてゐることに就いては、正に著者の努力を多としなければならぬ。しかしその反面に於いては、なほわれわれは若干の點に於いて、著者の努力に對し疑問と希望とを述べなければならぬ。

先づ、三好氏の労働に關する基本的な見解に從ふと、労働力は精神力、體力、技術力の三つの要素からなるものであり、かゝる労働力を長期に培養し、増強し、確保することこそ、厚生施設の目標とするところである。そして各種の厚生施設はこの労働力構成要素の孰れかに影響することに依つて、總じていへば、労働力の保全増強に役立つものである。氏は更らにこのことをより深く理解することに依つて、厚生施設は結局労働の本質である創造力の育成の場として捉へられねばならぬといふ。

更らに氏の基本的な見解に於いては、労働力の三つの要素が調和的に結合してゐることの重要な點が認められて居り、また人間が総合的全體的存在であるといふことに對して、各種の厚生施設が全體的計畫的に實施せられることの必要も認められてゐる。しかもなほ氏が實際の調査から得られた結論に從へば、十分の厚生施設が現實に望ましい効果を齎らし得てゐる場合は、それがよき教養精神の實現を同時に伴つてゐる場合であつて、従つて何時でも兩者が結び合はされてゐることが重要であると考へられる。かくて氏の主張からすれば、日本の意識の錬成を基盤として、厚生施設が種々に展開されて行くことが望ましいのであつて、こゝに厚生施設の日本の性格が確立され



て行き、このやうにして、多分に「經營教育體」的色彩を持つ經營體に於いて、厚生施設が進展せしめられて行くところに、正に日本的な性格を持つ經營協同體が完成されて行く。

厚生施設に關する三好氏の基礎理論的見解は、凡そ右の如くである。さて、われわれは氏のこのやうな見解に對して、これをどのやうに評價することが出来るであらうか。私は遺憾ながら氏の見解に對してはなほ多くの不満を感ぜざるを得ない。

第一に、氏は勞働力を三つの構成要素に分解して居られるが、この點は些か無難であるといへる。しかし問題なのは、現實の勞働に於いてこの三つの構成要素が綜合化せられてどのやうに機能するのか、この點が必ずしも明かにされてはゐない。氏の主張から見れば、經營協同體の完成に重點が置かれ、またこのために、更らに物的な諸種の厚生施設を眞に効果あらしめるためにも、皇道精神の教養の重要さが強く指摘されてゐる。従つて氏の場合にも亦、これを勞働力に移していへば、その謂ふ精神力に基本的な重要さが認められてゐるやうでもある。しかしこれは私の推測に過ぎないのであつて、氏にあつてはこの勞働力の主體的な構造が別に明かにされてゐる譯ではない。こゝに私の第一の不満がある。

第二に、勞働力の主體的な構造が明かにされて居らぬこともむろん關聯してのことにはあるが、現實勞働に於ける勞働力の質が、いひ換へれば、氏の謂ふ勞働力の三要素が、如何にして成育發展し、また劣悪化し、衰退して行くのか、これに關する少くとも基本的な考察が、氏に於いては全く缺如してゐる。なる程、われわれの經驗からすれば、厚生施設の設置とそれの進展とが、勞働力の保持増強に關して多少ともに効果を持つものであることは、よく知られてゐるといへるし、事實は、このやうなわれわれの經驗的な知見を前提としてこそ、厚生施設のための

努力が拂はれて來てゐることはいふまでもない。しかしわれわれに課せられた理論的な任務は、單にこのやうな經驗的な知見に止まつてゐて済まされるのではなくして、更らに一步を進めて、この經驗的知見が、勞働力の質的向上や低下が如何にして可能とせられるのか、これに關する基礎的、理論的見解に依つて基礎づけられて行かねばならない。これなくしては、厚生施設に關する實際的な努力は、絶えずこれに關する實際經驗の表面的な知識のみに基づいて、あれこれと修正補足され、容易に確固たる地盤にそれが置かれることがないといへる。單に實際の問題としてなら、或はそれでいへるといへるかも知れないが、少くとも問題に對する理論的な考察を輕視されない氏の學問的立場からいへば、これでは到底満足され得ない筈だといへばしなないだらうか。これが私の不満の第二の點である。

なほこのやうな不満が氏の見解に就いて感ぜられることは、言葉を換へていへば、氏も亦和田氏の場合と同様に——そしてこれが厚生施設を考へる人々の場合に寧ろ一般的な傾向であるともいへるのであるが——經營の厚生施設の問題を、勞働者の厚生問題として反省し、考慮することを忘れてゐるといふことを意味するものに外ならない。従つて私が先きに和田氏に加へたのと全く同様の批評が、三好氏の場合にもそのまゝ當てはまる。

第三に、既に右に第一、第二と指摘して來たやうに、私の觀るところを以つてすれば、氏の見解は、甚だ遺憾ながらこれを稍々酷評することを許されるならば、經營の厚生施設を理論的に基礎づける道を、未だ充分に辿つてゐるものであるといへない。そしてその所論は、一般の世論と同様に、寧ろ多く常識的な見解に基礎づけられてゐるといへる。この結果は、例へば、氏に於いて勞働力に關する精神力の問題に就いての實際的な考慮、即ち、教育鍊成的な意圖の裡に現はれてゐるやうにも思はれる。周知のやうに、最近勤勞精神の問題が最も基本的な重要さを

持つことが自覺されつゝある。しかし残念なことには、この自覺は未だ充分に理論的には基礎づけられてはゐない。そしてこれの對策を觀てみると、精神の問題は精神的な方法、いひ換へれば、單なる精神運動や、單なる精神的教育や鍊成に於いて、容易に解決され得るとも考へられても來た。氏がむろんこのやうな單純な考へ方に同意されるものでないことは、氏の厚生施設の進展の期待の内に明かであるが、しかしこのやうな常識的な見解が氏の場合に全然ないとはいへない。そしてそれが勤勞精神の問題に關する深い洞察が氏に缺けてゐること、従つてまた厚生施設の各々が勤勞精神の昂揚に對して、どのやうに意義づけられるかの考察を缺いてゐることにも現はれてゐるといつていい。唯だ氏の著作から受けた私の印象からいへば、問題に對する甚だ旺盛な氏の熱意が如何にも純粹であり、これが却つて、氏をして冷靜なるべき科學的反省を問題の基底に深く加へることを妨げてゐるかの如くにも思へる。

かくて、三好氏の見解に於いては、氏の熱意に充てる意圖にも拘らず、勤勞精神を基軸とする日本の性格を持つ現實の勞働力の育成が、如何にして可能であるかの基礎的考察が全然缺けて居り、従つてこのための厚生施設の意義が充分科學的に基礎づけられてゐないと評していい。そして私見を以つてすれば、このやうな問題が正しく取り擧げられるためには、勞働力の構造とその育生發展に關する一般的基礎的理論に従つて、わが國の勞働者の性格が歴史的に考察されて行くこと——このことは同時にわが國の經營體の歴史的な性格の検討をも含まなければならぬのであるが——これが重要なことである(註)。そこで、私は氏の學問的な熱意からいつて、氏の努力が將來更らにこのやうな歴史的な考察を以つて補足されて行くことを、こゝに是非とも期待して置きたいと思ふ。

(註) こゝに私が指摘した問題に就いては、未だ甚だ不充分ではあるが、左記の拙稿中に些かこれを問題として置いたので、

讀者の一讀を得ば甚だ幸ひである。

拙稿 皇國勤勞觀と經營勞働者政策 社會政策時報 昭和十八年五月號

拙稿 勞務統制の發展と心理學の問題 (現代心理學叢書 第八卷 「産業心理學」(近刊))

四

新刊紹介文としては、既に相當の紙數を費ひやしたので、これ以上に筆を進めることは差し控へたいと思ふ。しかし以上、和田、三好兩氏の厚生施設に關する見解に對して、私の加へた基本的な批評に顧みて、なほこゝに、後藤清著「厚生法」の存在を讀者のために、是非一言指摘して置かねばならない。

氏の謂ふ「厚生法」とは「一國の發展の基礎たる人的資源の培養とその基底としての國民生活の安定をはかることを目的とする法令の總稱である」。そして氏は從來からの勞働法、社會立法、社會法の性格をその歴史的成立に於いて批判検討しながら、これ等を厚生法の新しい概念の下に包接し、再生しようと思圖するものである。われわれにとつては氏のこの見解の裡で、一切の勞働者政策が——むろんそれは單に勞働者の問題だけではなく、更らに廣く國民を對象とする問題でもあるが——勞働者の厚生問題の視角の下に、統一的に眺められようとして居り、しかもそれが從來の社會政策の立場からではなく、明確な生産政策的立場からせられてゐることが、正に注目されるべき點である。蓋し本介企文の最初にも述べて置いたやうに、現にわれわれの問題の基底が厚生問題にあることが最近漸く廣く反省され出して居り、またこれを巡つて一切の勞働者政策が集中統一化せられようとする傾向も既に一部に認められるからである。そして私はこのやうな問題の方向に基本的な正しさを認めることに依つて、厚生施設に關する從來からの見解のなほ一般に稍々偏狹なる點が批判されなければならぬと考へ、こゝに先きの二書に對す



る理論的な検討を加へて見たのである。従つて私のこのやうな批評からいつても、當然私はこゝでは是非とも讀者に對して、後藤氏の著作を一讀吟味せられんことを希望して止まない(註)。ひろんこういつても、私自身は後藤氏の見解に對して、その總ての點に於いて百%の支持を與へようとするものではない。しかしこゝでは既に相當の紙數を費やしたので、氏の見解を詳細に批判検討することは、これを割愛して置きたいと思ふ。

(註) 後藤氏は既に別に「統制經濟法と厚生法」(昭和十六年九月刊)といふ著書に於いて、厚生法の概念を設定して磨られることも亦、本誌の讀者のために、一言こゝに指摘して置いていふであらう。

## 東晋太郎著「太宰春台の經濟倫理」

野村兼太郎

經濟現象を純粹に經濟のみに限定して考へることは、經濟が人と物との關係を検討するものである限り、不可能といへないまでも、頗る困難である。その結果特殊の「經濟人」なるものを想定せざるを得ないのも、「人」といふうちには經濟外の幾多の要素が含まれてゐるからである。殊に人間の行爲から倫理性を無視することは、一つの思考としては考へ得ることではあるが、現實の行爲としては存在し得ない。例へば利潤追及といふ營利的行爲にしても、これを行なふ者の倫理性に依つてその限界が與へられるばかりでなく、その時、その所の社會的な限界が與へられてゐる。従つて同じく營利行爲といつてもその時代性に規制せらるゝことを免れず、純粹の營利本能のみに據る行爲といふのは現實には存しないことになる。

今日再び經濟倫理の問題を採り上げ論ぜられ、營利行爲に強き非難が向けられるのも、今までの自由主義的營利行爲に全然倫理性がなかつたからではない。たゞ營利行爲を是認したところの倫理を社會全體又は國家全體の立場から觀察して、その誤謬を指摘せんとするものである。經濟からその倫理的方面を無視して考へ得ないことは、經濟が人間の行爲である限り、當然のことである。従つて過去の經濟行爲を非難することは、經濟行爲そのものを非